

社団法人愛知県建設業協会表彰規準

表彰規程（以下「規程」という。）第12条の規定により表彰規準をつぎのとおりさだめる。

1 規程第3条関係

- (1) 第1号 業界、学界、官界、法曹界等において建設業界発展のため特に協力した者であること。
- (2) 第2号 年齢80歳以上で、永年中央又は地方業界発展のため尽力された功労者であること。
- (3) 第3号及び第4号 年齢50歳以上の者で、役員等の勤続年数20年以上（断続は妨げない。）あり、現在その職にある者又は表彰日前1年以内にその職にあった者であること。
- (4) 第5号 勤続年数25年以上（断続は妨げない。）の者で、現在その職にある者又は表彰日1年以内にその職にあった者であること。
- (5) 第6号 国・地方自治体等から該当理由により表彰を受けた者…（資料添付）自治体等からの表彰状、新聞報道記事等の写し。
- (6) 第3号から第5号 表彰対象者の所属する会員が協会加入後15年以上であること。

2 規程第4条関係

- (1) 第2号関係 対象となる社会貢献活動 ①災害対応活動（自然災害応急復旧活動、災害協定に基づく災害活動等）②地域貢献活動（河川、道路等の清掃活動、環境保全活動、自治体行事への協力活動等）③建設関連イベントの開催（親子現場見学会、児童を対象の工作教室等）…（資料添付）実施した新聞報道記事、パンフレット、自治体等からの感謝状の写し。
- (2) 本条の表彰対象者は、総務委員会（総合企画専門委員会を含む。）委員の推薦のある団体であること。また、表彰対象者の会員が、協会加入後15年以上であること。

3 規程第5条関係

- (1) 第5号関係 対象となる社会貢献活動は、規程第4条第2号と同じ。
- (2) 表彰対象者の所属する会員が、協会加入後15年以上であること。

4 規程第6条関係

年齢50歳以上で建設業に勤続25年以上の者。

愛知県外に本社のある会員に勤務する者は、愛知県内の支店（営業所等を含む。）に2年以上勤務していること。表彰対象者の所属する会員が、協会加入後15年以上であること。